

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

空き家の管理は適正に !! 「周防大島町空き家等の適正管理に関する条例」 が制定されました

近年、適正に管理されていない空き家が増加し、暴風などの自然災害により、建物の倒壊や建築材などの飛散、あるいは空き地に草木が繁茂し、近隣や通行人に被害を及ぼす事例が報告されています。

このため、このような被害を防止し、町民の安全を確保すると共に空き家を活用した地域づくりを推進するため、議員提案により「周防大島町空き家等の適正管理に関する条例」が制定され、来年の4月1日から施行されます。

空き家は、あくまでも所有者の財産であり、空き家だというだけで問題にすることはできませんが、所有する土地や建物が原因で他に被害を与えた場合は、その所有者や管理者が責任を負うことになり、何らかの問題が生じた場合は当事者間での解決が基本となります。

人命に関わることになっては取り返しがつきません。空き家にする際は、あらかじめ地元自治会などに一声掛け、連絡先を伝えるなど、所有者と地域のみなさんが協力して、安心して暮らせる環境を守っていきましょう。

なお、詳しいことは、各総合支所または総務課へご相談ください。

◆問い合わせ

大島総合支所	☎ 0820 (74) 1001	久賀総合支所	☎ 0820 (79) 1000
東和総合支所	☎ 0820 (78) 1110	橘総合支所	☎ 0820 (77) 5500
総務課	☎ 0820 (74) 1000		